

6.12 安全

6.12 安全

公園及び墓園整備事業の実施により、工事中は建設行為等、供用時は施設の存在・土地利用の変化が、安全に影響を及ぼすおそれがあります。

そこで、公園及び墓園整備事業の工事中及び供用時の安全の影響を把握するために、調査、予測、評価を行いました。

以下に調査、予測、評価等の概要を示します。

【建設行為等に伴い発生する安全（火災・爆発、有害物漏洩）】

項目	結果等の概要	準備書 該当ページ
調査結果の概要	<ul style="list-style-type: none">火災・爆発において、G-4 以外の地点では、いずれの値も参考値に対して適正の値を示しています。有害物漏洩において、地下水位は安定しており、降水により変動する程度でした。また、地下水の一部は廃棄物層を通過していると考えられます。地下水の水質測定の結果は、環境基準が定められている全ての項目について、全ての地点・時期において基準値を満足しました。過去の災害・事故事例では、当該地域では類似事例はありませんでした。	p. 6.12-8～ p. 6.12-11
環境保全目標	<ul style="list-style-type: none">火災・爆発及び有害物漏洩に係る安全が確保されていること。	p. 6.12-11
予測結果の概要	<ul style="list-style-type: none">火災・爆発において、造成における切土工事は、産業廃棄物最終処分場跡地では覆土厚が 50cm 以下となるような工事は行いません。また、産業廃棄物最終処分場跡地上部では建物の建設は行わないため、閉鎖した空間とはならない計画となることから、地上部では可燃性ガスは希釈され、空気は拡散、換気されるものと予測します。有害物漏洩において、地下水位は安定しており降水により変動する程度でした。また、地下水質は「第 6 章 6.6 水質・底質」(p. 6.6-35) と同様に地下水の水質に影響を与える物質の濃度は大きく変化することはない予測します。	p. 6.12-13
環境の保全のための措置	<ul style="list-style-type: none">産業廃棄物最終処分場跡地では覆土厚が 50cm 以下となるような工事は行わないことにより、有害物質の拡散を抑制します。産業廃棄物最終処分場跡地周辺の地上部は、閉鎖的な空間が作られないよう配慮します。産業廃棄物最終処分場跡地周辺の地上部は、覆土を保全するため、ガスの放出抑制を行います。工事の進捗に合わせ、「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」や「横浜市最終処分場跡地利用に係る指導要綱」に準拠し適切な地点を選定し、地下水位、地下水質のモニタリングを実施します。モニタリングの調査個所数及び頻度等は、必要に応じて、工事の進捗状況等に合わせて、適切になるよう見直します。	p. 6.12-15
評価の概要	<ul style="list-style-type: none">予測結果を踏まえ、工事中において環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「火災・爆発及び有害物漏洩に係る安全が確保されていること。」は達成されるものと考えます。	p. 6.12-16

※ 調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照ページで確認願います。

【施設の運用・土地利用の変化に伴い発生する安全（火災・爆発、有害物漏洩）】

項目	結果等の概要	準備書 該当ページ
調査結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> 火災・爆発において、G-4 以外の地点では、いずれの値も参考値に対して適正の値を示しています。 有害物漏洩において、地下水位は安定しており、降水により変動する程度でした。また、地下水の一部は廃棄物層を通過していると考えられます。地下水の水質測定の結果は、環境基準が定められている全ての項目について、全ての地点・時期において基準値を満足しました。 過去の災害・事事故例では、当該地域では類似事例はありませんでした。 	p. 6. 12-8～ p. 6. 12-11
環境保全目標	<ul style="list-style-type: none"> 火災・爆発及び有害物漏洩に係る安全が確保されていること。 	p. 6. 12-11
予測結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> 火災・爆発において、産業廃棄物最終処分場跡地上部では、建物は建設されないため、閉鎖した空間とはならない計画となることから、地上部では可燃性ガスは希釈され、空気は拡散、換気されるものと予測します。 有害物漏洩において、地下水位は安定しており降水により変動する程度でした。また、地下水質は「第 6 章 6.6 水質・底質」(p. 6-37) と同様に地下水の水質への影響は回避できるものと予測します。 	p. 6. 12-14
環境の保全のための措置	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物最終処分場跡地では覆土厚が 50cm 以下となるような工事は行わないことから、有害物質の拡散を抑制します。 公園及び墓園整備事業では、産業廃棄物最終処分場跡地周辺の地上部は、閉鎖的な空間が作られないよう配慮します。 公園及び墓園整備事業では、産業廃棄物最終処分場跡地周辺の地上部は、覆土を保全するため、ガスの放出抑制を行います。 モニタリングの調査個所数及び頻度等は、必要に応じて、適切になるよう見直します。 	p. 6. 12-15
評価の概要	<ul style="list-style-type: none"> 予測結果を踏まえ、供用時において環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「火災・爆発及び有害物漏洩に係る安全が確保されていること。」は達成されるものと考えます。 	p. 6. 12-16

※ 調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照ページで確認願います。

1) 調査

①調査項目

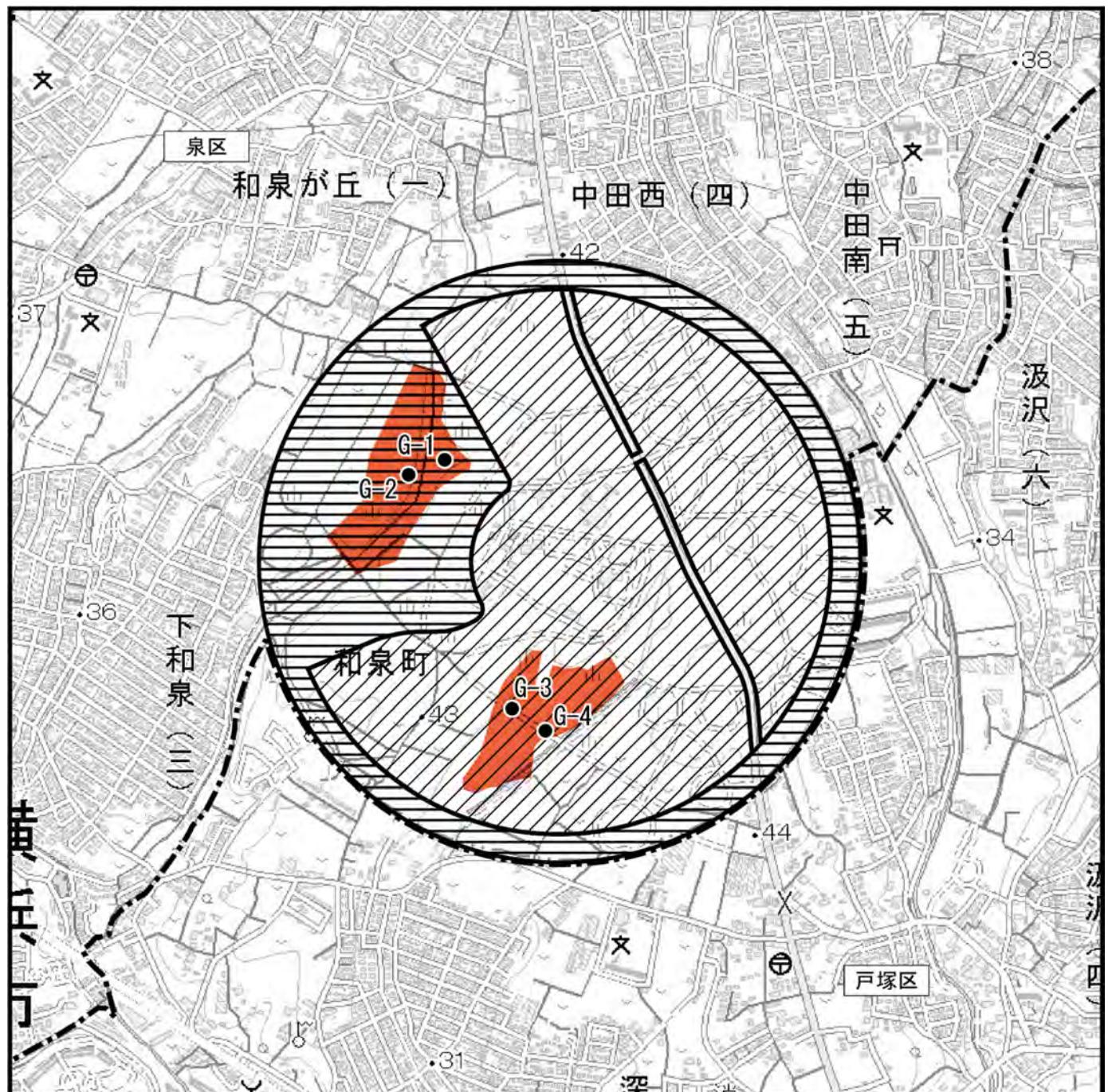
公園及び墓園整備事業の実施に伴い発生する安全（火災・爆発、有害物質漏洩）への影響について、予測及び評価を行うための資料を得ることを目的として、以下に示す項目について調査しました。

- ①火災・爆発、有害物漏洩の状況
- ②過去の被災の状況
- ③関係法令・計画等

②調査地域・地点

調査地域は、対象事業実施区域及びその周辺としました。

現地調査地点は火災・爆発の状況は図 6.12.1、有害物漏洩の状況は図 6.12.2 及び図 6.12.3 に示すとおりです。



凡 例

- ：対象事業実施区域（公園）
- ：対象事業実施区域（墓園）
- ：区 境
- ：調査地点
- ：産業廃棄物最終処分場の跡地の指定区域

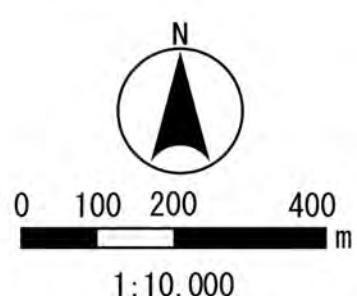
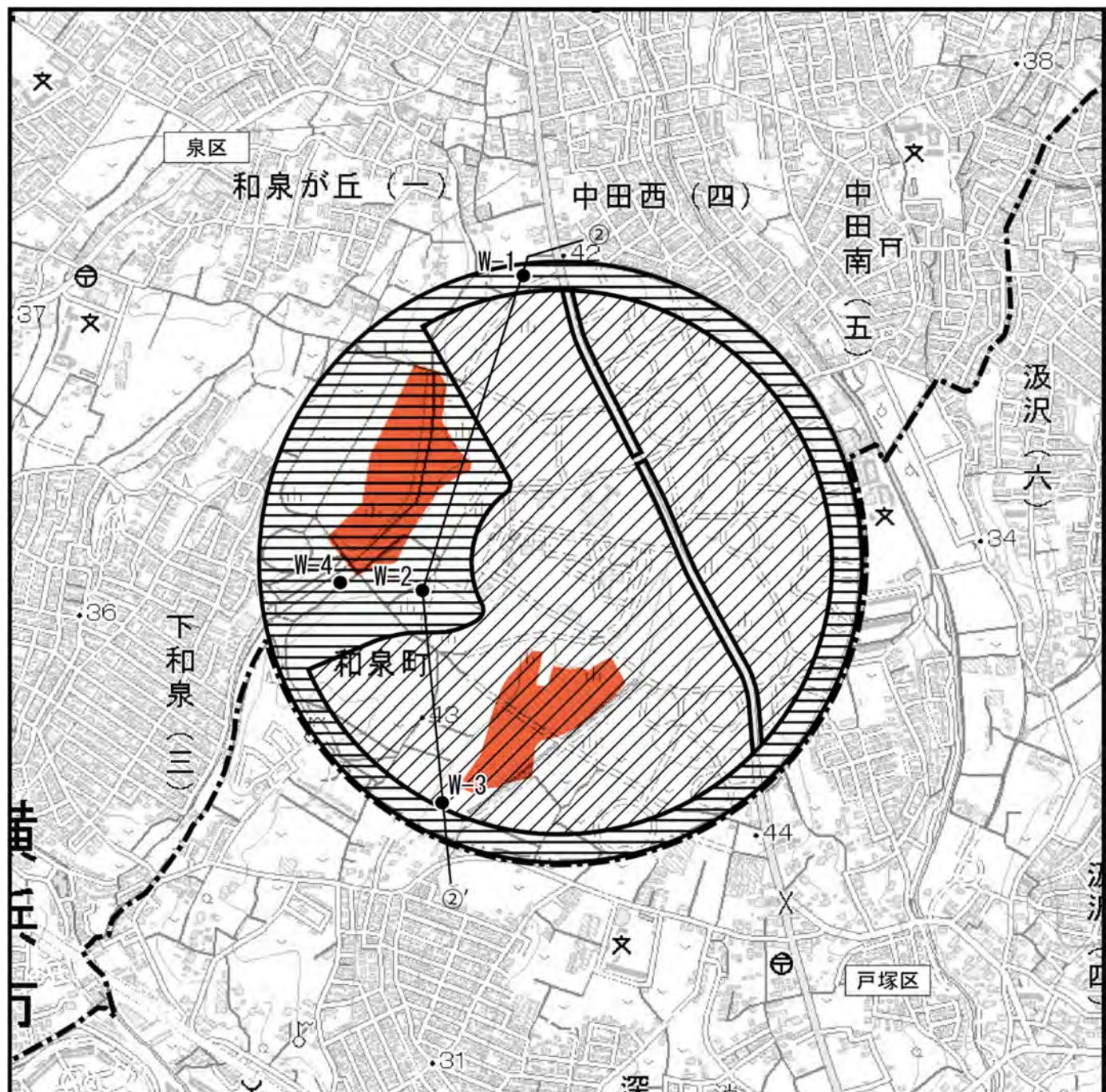


図 6.12.1 火災・爆発の状況
(可燃ガス)
調査地点位置図



凡 例

- : 対象事業実施区域（公園）
- : 対象事業実施区域（墓園）
- : 区 境
- : 調査地点
- : 産業廃棄物最終処分場の跡地の指定区域

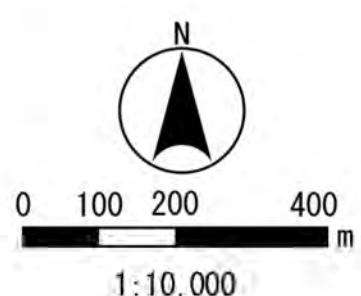
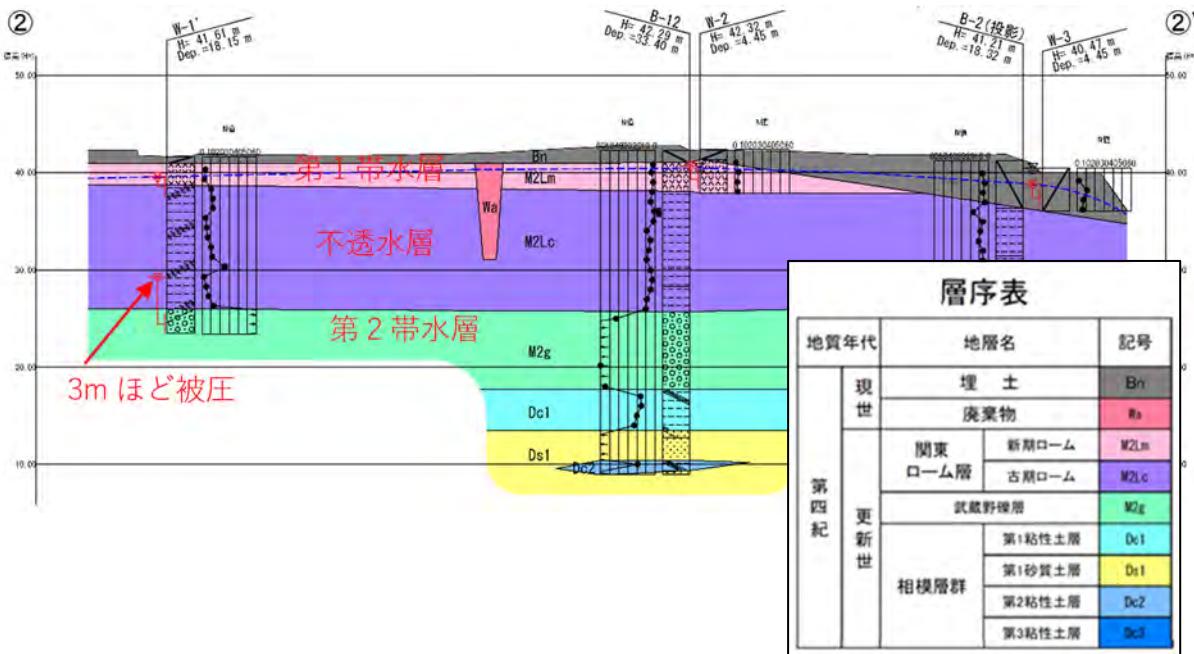


図 6.12.2 有害物漏洩の状況
(地下水位・地下水質)
調査地点位置図



※ W-1 の地下水位は、W-1' の柱状図部分と同様です（位置はほぼ同一）。

図 6.12.3 有害物漏洩の状況（地下水位）地点横断図

③調査期間・時期

既存資料調査は、入手可能な近年の文献を整理しました。

現地調査実施日は、火災・爆発の状況は表 6.12.1、有害物漏洩の状況は表 6.12.2 に示すとおりです。

表 6.12.1 現地調査実施日（火災・爆発の状況）

時期	調査実施日
冬季	令和4年3月14日（晴天時）
	令和4年3月23日（曇天時）
夏季	令和4年7月20日（晴天時）
	令和4年7月21日（曇天時）

表 6.12.2 現地調査実施日（有害物漏洩の状況）

	時期	調査期間
地下水位	—	令和2年11月24日～令和4年8月31日
地下水の水質測定	冬季	令和4年3月7日～令和4年3月10日
	夏季	令和4年7月20日～令和4年7月25日

④ 調査方法

ア 火災・爆発、有害物漏洩の状況

(ア) 火災・爆発の状況

火災・爆発の状況について、産業廃棄物最終処分場跡地内において土壤ガスを採取し、可燃性ガスの測定を行いました。測定の対象とする項目は、表 6.12.3 に示すとおりです。

表 6.12.3 可燃性ガス分析項目

分析項目		分析方法
1	メタン	ガスクロマトグラフ分析法
2	硫化水素	
3	一酸化炭素*	
4	二酸化炭素	
5	酸素	

* 一酸化炭素の測定については、参考値として検知管測定も行いました。

(イ) 有害物漏洩の状況

有害物漏洩の状況について、産業廃棄物最終処分場跡地周辺の地下水の状況について把握するため、地下水位の測定と地下水の水質測定を行いました。地下水位の測定は、自記水位計により、連続データを取得しました。地下水の水質測定の調査方法は、「第 6 章 6.6 水質・底質」(p. 6.6-11) に示すとおりです。

イ 過去の被災の状況

過去の被災の状況については、産業廃棄物最終処分場跡地の火災、爆発、有害物漏洩に関する災害事故事例をホームページで検索し、収集・整理しました。

ウ 関係法令、計画等

関係法令、計画等について、内容を整理しました。整理した関係法令、計画等は以下に示すとおりです。

- ・「労働安全衛生法」
- ・「土壤汚染対策法」
- ・「横浜市生活環境の保全等に関する条例」
- ・「横浜市防災計画」
- ・「横浜市環境管理計画」
- ・「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」

⑤調査結果

ア 火災・爆発、有害物漏洩の状況

(ア) 火災・爆発の状況

可燃性ガス調査結果一覧は、表 6.12.4 に示すとおりです。G-4 以外の地点では、いずれの値も参考値に対して適正（酸素のみ参考値以上が適正）の値を示しています。G-4 は、冬季調査では晴天時のメタンで、夏季調査ではメタン及び二酸化炭素で参考値より高い値を示しています。また、夏季調査では酸素が参考値より低い値を示しています。

表 6.12.4 調査結果（火災・爆発の状況）

〈晴天時〉

試料名 分析項目	G-1		G-2		G-3		G-4		参考値	備考
	冬季 調査	夏季 調査	冬季 調査	夏季 調査	冬季 調査	夏季 調査	冬季 調査	夏季 調査		
メタン	0.2%	0.1%	<0.1%	<0.1%	<0.1%	<0.1%	2.8%	5.5%	1.5%	
硫化水素	<0.1ppm	10ppm								
一酸化炭素	<0.1%	<0.1%	<0.1%	<0.1%	<0.1%	<0.1%	<0.1%	<0.1%	50ppm	
	<0.5ppm	3.0ppm		検知管による						
二酸化炭素	0.6%	0.1%	0.2%	0.2%	0.4%	0.2%	0.5%	1.7%	1.5%	
酸素	21%	22%	22%	22%	22%	22%	20%	17%	18%	

〈曇天時〉

試料名 分析項目	G-1		G-2		G-3		G-4		参考値	備考
	冬季 調査	夏季 調査	冬季 調査	夏季 調査	冬季 調査	夏季 調査	冬季 調査	夏季 調査		
メタン	<0.1%	<0.1%	<0.1%	<0.1%	<0.1%	<0.1%	0.3%	16.0%	1.5%	
硫化水素	<0.1ppm	10ppm								
一酸化炭素	<0.1%	<0.1%	<0.1%	<0.1%	<0.1%	<0.1%	<0.1%	<0.1%	50ppm	
	<0.5ppm		検知管による							
二酸化炭素	0.3%	0.1%	0.1%	0.2%	0.4%	0.1%	0.1%	6.1%	1.5%	
酸素	21%	22%	22%	22%	22%	22%	20%	5.4%	18%	

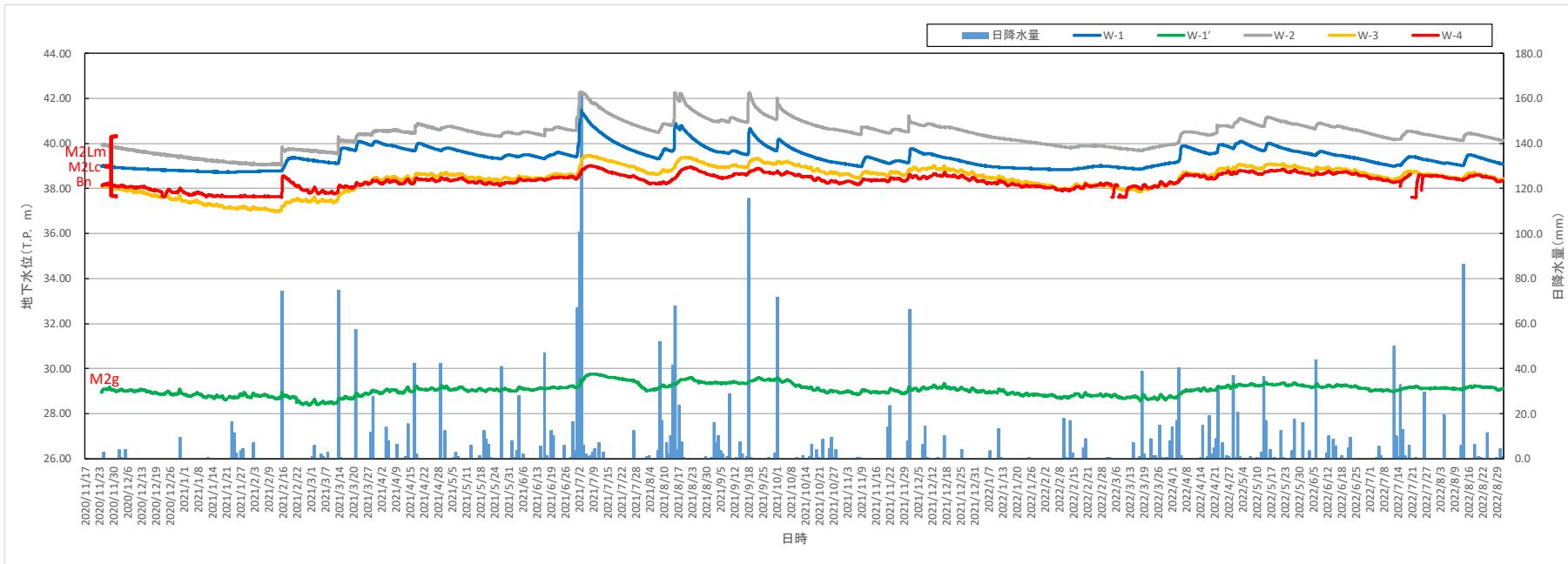
※1 一酸化炭素以外の項目は「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」（環廃対 050606001 号、環廃産 050606001 号、平成 17 年）に示す値を参考値としました。

※2 一酸化炭素については、「事務所衛生基準規則」（労働省令第 43 号、昭和 47 年）及び「一酸化炭素による労働災害の防止について」（基安化発 0722 第 2 号、平成 23 年）を基に参考値を設定しました。

(イ) 有害物漏洩の状況

地下水位の測定結果は、図 6.12.4 に示すとおりです。地下水位は安定しており、降水により変動する程度でした。また、地下水の一部は廃棄物層を通過していると考えられます。

地下水の水質測定の結果は、「第 6 章 6.6 水質・底質」(p. 6.6-16～p. 6.6-17) に示すとおりです。



※1 令和4年3月4日～11日及び7月15日～22日のW-4の地下水位の低下は、パージ、採水による水位低下からの回復が遅いため生じています。

※2 M2Lm：第1帶水層、W2Lc：不透水層、M2g：第2帶水層を示しています。

図 6.12.4 調査結果（有害物漏洩の状況（地下水位の測定））

イ 過去の被災の状況

関係機関のホームページを調査しましたが、当該地域では類似事例はありませんでした。

ウ 関係法令、計画等

(ア) 「労働安全衛生法」(法律第 57 号、昭和 47 年 10 月)

この法律は、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的としており、事業者は、総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者等の選任や教育により、安全衛生管理体制を構築することや、労働者の危険又は健康障害を防止するために必要な措置を講じることが義務付けられています。

(イ) 「土壤汚染対策法」(法律第 53 号、平成 14 年 5 月)

この法律は、土壤の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康に係る被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護することを目的とするものです。

(ウ) 「横浜市生活環境の保全等に関する条例」(横浜市条例第 17 号、平成 7 年 3 月)

この条例は、「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」の趣旨にのっとり、事業所の設置についての規制、事業活動及び日常生活における環境の保全のための措置その他の環境への負荷の低減を図るために必要な事項を定めることにより、現在及び将来の世代の市民の健康で文化的な生活環境を保全することを目的としています。

この条例では、事業者は事業活動を行うにあたり、化学物質による環境の汚染を未然に防止するため、事業内容、事業所の形態等に応じ化学物質の適正な管理に努めなければならないとされています。

(エ) 「横浜市防災計画」(横浜市防災会議、令和 6 年 4 月)

この計画は、「災害対策基本法」第 42 条の規定に基づき、横浜市における災害に対処するための基本的かつ総合的な計画として、横浜市防災会議が策定する地域防災計画です。横浜市域における災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、本市及び防災関係機関等が必要な体制を確立し、その責任及び果たすべき役割を明確にするとともに、災害に対する予防、応急、復旧・復興その他必要な対策の基本をあらかじめ定めることにより、総合的かつ計画的に災害対策の整備及び推進を図り、もって地域社会の秩序の維持と公共の福祉の確保が図されることを目的とされています。

(才) 「横浜市環境管理計画」(横浜市環境創造局政策課、平成 30 年 11 月改定)

この計画は、「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」に基づき、環境に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画で、環境分野の中長期的な目標や方針を示しています。

安全に関しては、表 6.12.5 に示す環境目標を定めています。

表 6.12.5 「横浜市環境管理計画」における環境目標等

基本施策	2025 年度までの環境目標	達成の目安となる環境の状況
生活環境	<ul style="list-style-type: none">・大気・水などの環境が良好に保全されるとともに、化学物質などの環境リスクが低減しています。・音やにおいなどの環境が改善され、市民生活の快適性が向上しています。・市内のあらゆる主体が積極的に生活環境に関する取組を実施しています。	<ul style="list-style-type: none">・環境基準や水環境目標の達成率の向上及び継続的な達成・光化学スモッグ注意報の発令回数を 0 にする・生物指標による水質評価の目標達成率を 100% にする・市民の生活環境に関する満足度の向上・生活環境の保全につながる環境行動の推進

(カ) 「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」

(環廃対 050606001 号 環廃産 050606001 号、平成 17 年 6 月)

このガイドラインは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、廃棄物が地下にある土地の形質の変更に関して、指定区域の指定範囲と指定方法、届出事項、届出が不要な場合の考え方、施行基準等を示しています。

2) 環境保全目標の設定

安全に係る環境保全目標は、表 6.12.6 に示すとおり設定しました。

表 6.12.6 環境保全目標（安全）

区分	環境保全目標
【工事中】 建設行為等	・火災・爆発及び有害物漏洩に係る安全が確保されていること。
【供用時】 施設の存在・土地利用の変化	

3) 予測

(1) 建設行為等の実施に伴う火災・爆発、有害物漏洩に係る安全性の確保の程度

① 予測項目

予測項目は、工事の実施に伴う火災・爆発、有害物漏洩に係る安全性の確保の程度としました。

② 予測地域・地点

予測地域は、対象事業実施区域のうち産業廃棄物最終処分場跡地の上部としました。

③ 予測時期

予測時期は、工事期間全体としました。

④ 予測方法

調査で把握した火災・爆発、有害物漏洩の状況と施工計画を比較することで、影響の程度を定性的に予測しました。また、有害物漏洩に関する地下水の水質は、「第6章 6.6 水質・底質」(p. 6.6-34)と同様としました。

⑤ 予測条件の整理

施設配置計画や形質変更区域は「第2章 2.3 都市計画対象事業の計画内容」(p. 2-8 及び p. 2-12～p. 2-25)に示したとおりです。

また、公園及び墓園整備事業の切土・盛土の状況は、「第2章 2.3 都市計画対象事業の計画内容 図 2.3.6」(p. 2-16)に示すとおりです。公園及び墓園整備事業における土地の形質の変更は、切土及び盛土により一部造成工事を行うほか、全域で必要な箇所に公園として利用しやすいよう表層の敷き均しを行う計画としています。なお、産業廃棄物最終処分場跡地においては、覆土厚が 50cm 以下となるような工事は行いません。基準不適合地点（「第6章 6.7 土壤」(p. 6.7-6～p. 6.7-10)）においては、一部の区画で切土工事、多くの区画で盛土工事を予定しています。

雨水調整池の施工においては、掘削を行いますが、工事中は遮水性の高い土留壁を設置する予定です。

公園橋の施工においては、支持層となる地層（「第6章 6.10 地盤 図 6.10.6」(p. 6.10-12 及び p. 6.10-13)に示した M2g 層）まで杭基礎工事を行う計画としています。なお、工事中の地下水の状況を観測し、その結果を施工方法に反映します。

⑥ 予測結果

火災・爆発において、造成における切土工事は、産業廃棄物最終処分場跡地では覆土厚が50cm以下となるような工事は行いません。また、産業廃棄物最終処分場跡地上部には建物の建設は行わないため、閉鎖した空間とはならない計画となることから、地上部では可燃性ガスは希釈され、空気は拡散、換気されるものと予測します。

有害物漏洩において、地下水位は安定しており、降水により変動する程度であり、一部は廃棄物層を通過していると考えられますが、地下水質は「第6章 6.6 水質・底質」(p. 6.6-35)と同様に地下水への有害物質の漏出はないものと考えられることから、地下水の水質に影響を与える物質の濃度は大きく変化することはない予測します。

(2) 施設の存在・土地利用の変化に伴う火災・爆発、有害物漏洩に係る安全性の確保の程度

① 予測項目

予測項目は、施設の存在・土地利用の変化に伴う火災・爆発、有害物漏洩に係る安全性の確保の程度としました。

② 予測地域・地点

予測地域は、対象事業実施区域のうち産業廃棄物最終処分場跡地の上部としました。

③ 予測時期

予測時期は、公園及び墓園整備事業が供用を開始し、事業活動が定常の状態になる時期としました。

④ 予測方法

調査で把握した火災・爆発、有害物漏洩の状況と事業計画を比較することで、影響の程度を定性的に予測しました。また、有害物漏洩に関する地下水の水質は、「第6章 6.6 水質・底質」(p. 6.6-36)と同じです。

⑤ 予測条件の整理

施設配置計画や形質変更区域は「第2章 2.3 都市計画対象事業の計画内容」(p. 2-8 及び p. 2-12～p. 2-25)に示したとおりです。

また、公園及び墓園整備事業の切土・盛土の状況は、「第2章 2.3 都市計画対象事業の計画内容 図2.3.6」(p. 2-16)に示すとおりです。公園及び墓園整備事業における土地の形質の変更は、切土及び盛土により一部造成工事を行うほか、全域で必要な箇所に公園として利用しやすいよう表層の敷き均しを行う計画としています。なお、産業廃棄物最終処分場跡地においては、覆土厚が50cm以下となるような工事は行いません。基準不適合地点(「第6章 6.7 土壌」(p. 6.7-6～p. 6.7-10))においては、一部の区画で切土工事、多くの区画で盛土工事を予定しています。

一部の駐車場地下には、雨水調整池を設置する予定です。

公園橋の施工においては、支持層となる地層(「第6章 6.10 地盤 図6.10.6」(p. 6.10-12 及び p. 6.10-13)に示したM2g層)まで杭基礎工事を行う計画としています。なお、工事中の地下水の状況を観測し、その結果を施工方法に反映します。

⑥ 予測結果

火災・爆発において、産業廃棄物最終処分場跡地上部では、建物は建設されないため、閉鎖した空間とはならない計画となることから、地上部では可燃性ガスは希釈され、空気は拡散、換気されるものと予測します。

有害物漏洩において、地下水位は安定しており降水により変動する程度であり、一部は廃棄物層を通過していると考えられますが、地下水質は「第6章 6.6 水質・底質」(p. 6.6-37)と同様に圧力による有害物質の漏洩は無いと考えられ、地下水の水質への影響は回避できるものと予測します。

4) 環境の保全のための措置

環境の保全のための措置は、安全の影響を最小限に留めるため、表 6.12.7 に示す内容を実施します。

表 6.12.7 環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【工事中】 建設行為等	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物最終処分場跡地では覆土厚が 50cm 以下となるような工事は行わないことにより、有害物質の拡散を抑制します。 ・産業廃棄物最終処分場跡地周辺の地上部は、閉鎖的な空間が作られないよう配慮します。 ・産業廃棄物最終処分場跡地周辺の地上部は、覆土を保全するため、ガスの放出抑制を行います。 ・工事の進捗に合わせ、「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」や「横浜市最終処分場跡地利用に係る指導要綱」に準拠し適切な地点を選定し、地下水位、地下水質のモニタリングを実施します。 ・モニタリングの調査個所数及び頻度等は、必要に応じて、工事の進捗状況等に合わせて、適切になるよう見直します。
【供用時】 施設の存在・ 土地利用の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物最終処分場跡地では覆土厚が 50cm 以下となるような工事は行わないことから、有害物質の拡散を抑制します。 ・公園及び墓園整備事業では、産業廃棄物最終処分場跡地周辺の地上部は、閉鎖的な空間が作られないよう配慮します。 ・公園及び墓園整備事業では、産業廃棄物最終処分場跡地周辺の地上部は、覆土を保全するため、ガスの放出抑制を行います。 ・モニタリングの調査個所数及び頻度等は、必要に応じて、適切になるよう見直します。

5) 評価

(1) 建設行為等に伴う火災・爆発、有害物漏洩に係る安全性の確保の程度

火災・爆発において、産業廃棄物最終処分場跡地では覆土厚が50cm以下となるような工事は行いません。また、産業廃棄物最終処分場跡地地上部には、建物の建設は行わないため、閉鎖した空間とはならない計画となることから、地上部ではガスは希釈され、空気は拡散、換気されるものと予測します。

有害物漏洩において、地下水位は安定しており降水により変動する程度であり、一部は廃棄物層を通過していると考えられますが、地下水質は「第6章 6.6 水質・底質」(p.6.6-35)と同様に工事中の水質に影響を与える物質の濃度が大きく変化をすることはないと予測します。

このように、予測結果を踏まえ、工事中において環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「火災・爆発及び有害物漏洩に係る安全が確保されていること。」は達成されるものと考えます。

なお、市内の産業廃棄物最終処分場の跡地における土地利用について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」に準拠した「横浜市最終処分場跡地利用に係る指導要綱」に基づき、土地の形質の変更について指導が行われ、事前調査の内容及び工事完了後のモニタリング計画を策定し、工事中において、継続的にモニタリング調査を実施していく予定です。

(2) 施設の存在・土地利用の変化に伴う火災・爆発、有害物漏洩に係る安全性の確保の程度

火災・爆発において、産業廃棄物最終処分場跡地では覆土厚が50cm以下となるような工事は行いません。また、産業廃棄物最終処分場跡地地上部には、建物の建設は行わないため、閉鎖した空間とはならない計画となることから、地上部ではガスは希釈され、空気は拡散、換気されるものと予測します。

有害物漏洩において、地下水位は安定しており降水により変動する程度であり、一部は廃棄物層を通過していると考えられますが、地下水質は「第6章 6.6 水質・底質」(p.6.6-37)と同様に、地下水の水質への影響は回避できるものと予測します。

このように、予測結果を踏まえ、供用時において環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「火災・爆発及び有害物漏洩に係る安全が確保されていること。」は達成されるものと考えます。

なお、市内の産業廃棄物最終処分場の跡地における土地利用について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」に準拠した「横浜市最終処分場跡地利用に係る指導要綱」に基づき、土地の形質の変更について指導が行われ、事前調査の内容及び工事完了後のモニタリング計画を策定し、供用時において、継続的にモニタリング調査を実施していく予定です。